

◎新潟県告示第1169号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
三面川鮭産漁業協同組合（村上市若葉町15番1号）
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更表」という。）を削る。

| 変 更 後 | | | 変 更 前 | | |
|---|---|-----------------------------|---|---|-----------------------------|
| 第1条～第3条（略） | | | 第1条～第3条（略） | | |
| (遊漁期間) | | | (遊漁期間) | | |
| 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 | | | 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 | | |
| ア 魚 種 | イ 期 間 | | ア 魚 種 | イ 期 間 | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | |
| いわな | 三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流 | 3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで | いわな | 三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流 | 3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで |
| | 組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域 | 3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで | | 組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域 | 3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで |
| | 三面川及び各支流の全域 | 6月 <u>16</u> 日から 9月30日まで | | 三面川及び各支流の全域 | 6月 <u>16</u> 日から 6月30日まで |
| やまめ | 三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流 | 3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで | やまめ | 三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流 | 3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで |
| | 組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面 | 3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで | | 組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面 | 3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで |

| | | |
|-------|--|----------------|
| | 川、高根川及び各支流の全域 | |
| | 三面川及び各支流の全域 | 6月16日から9月30日まで |
| さくらます | 三面ダムより下流の三面川本流の区域、曇ノ上橋下流端より下流の高根川本流の区域 | 3月1日から6月15日まで |

2 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはそれぞれイ欄の間中は遊漁をしてはならない。

| ア 区域 | イ 期間 |
|----------------------------|----------------|
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| 3. 鈴ヶ滝から下流500メートルに至る高根川の区域 | 1月1日から12月31日まで |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。遊漁をする場合には三面川鮭産漁業協同組合事務所、組合の掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付する。ただし、第1号の場合において遊漁者が18歳以下及び女性のときは無料、肢体不自由者のときは2分の1とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円（税抜）を加算した額とする。

(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合

| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料（税抜） |
|---------------|-------|-----------|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| さくらます、いわな、やまめ | 竿釣 | 1年19,000円 |

2 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式(1)による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

| | | |
|-------|--|----------------|
| | 川、高根川及び各支流の全域 | |
| | 三面川及び各支流の全域 | 6月16日から9月30日まで |
| さくらます | 三面ダムより下流の三面川本流の区域、曇ノ上橋下流端より下流の高根川本流の区域 | 3月16日から6月15日まで |

2 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはそれぞれイ欄の間中は遊漁をしてはならない。

| ア 区域 | イ 期間 |
|----------------------------|----------------|
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| 3. 鈴ヶ滝から下流500メートルに至る高根川の区域 | 1月1日から12月31日まで |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小学校児童ならびに中学生徒は無料とし肢体不自由者のときは2分の1とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円（税抜）を加算した額とする。

(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合

| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料（税抜） |
|-------|-------|-----------|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| さくらます | 竿釣 | 1年19,000円 |

2 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は前項の規定にかかわらず、別記様式(1)の4によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 漁場監視員は別記様式(2)による漁場監視員証を携行し、かつ漁場監視員であることを表示する帽章をつけるものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携行し、かつ漁場監視員であることを表示する帽章をつけるものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

| 漁場の区域 | 漁業権番号 | 漁場の区域 | 漁業権番号 |
|---|--------|---------------|--------|
| 大川 | 内共第1号 | 北ノ又川、 恋ノ岐沢 | 内共第13号 |
| 勝木川 | 内共第2号 | 鯖石川 | 内共第15号 |
| 三面川 | 内共第3号 | 鵜川 | 内共第16号 |
| 荒川 | 内共第4号 | 関川及び保 倉川 | 内共第17号 |
| 胎内川 | 内共第5号 | 桑取川 | 内共第19号 |
| 加治川 | 内共第6号 | 能生川 | 内共第20号 |
| 新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟 | 内共第7号 | 早川 | 内共第21号 |
| | | 海川 | 内共第22号 |
| 阿賀野川 | 内共第8号 | 姫川 | 内共第23号 |
| 栗ノ木川及 び鳥屋野潟 | 内共第9号 | | |
| | | 羽茂川 | 内共第25号 |
| 信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川 | 内共第12号 | | |

表イ

| 水産動植物 | 漁具 漁法 | 遊漁料1ヶ年 | 適用範囲 |
|--|----------|-----------------|------|
| いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ | 竿釣 | 13,200円(税 込) | 県下一円 |
| こい、ふな | 竿釣 | 6,050円(税 込) | 県下一円 |

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ア

| 漁場の区域 | 漁業権番号 | 漁場の区域 | 漁業権番号 |
|---|--------|---------------|--------|
| 大川 | 内共第1号 | 北ノ又川、 恋ノ岐沢 | 内共第13号 |
| 勝木川 | 内共第2号 | 鯖石川 | 内共第15号 |
| 三面川 | 内共第3号 | 鵜川 | 内共第16号 |
| 荒川 | 内共第4号 | 関川及び保 倉川 | 内共第17号 |
| 胎内川 | 内共第5号 | 桑取川 | 内共第19号 |
| 加治川 | 内共第6号 | 能生川 | 内共第20号 |
| 新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟 | 内共第7号 | 早川 | 内共第21号 |
| | | 海川 | 内共第22号 |
| 阿賀野川 | 内共第8号 | 姫川 | 内共第23号 |
| 栗ノ木川及 び鳥屋野潟 | 内共第9号 | 国府川 | 内共第24号 |
| 御手洗潟 | 内共第10号 | 羽茂川 | 内共第25号 |
| 佐潟及び上 佐潟 | 内共第11号 | | |
| 信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川 | 内共第12号 | | |

表イ

| 水産動植物 | 漁具 漁法 | 遊漁料1ヶ年 | 適用範囲 |
|--|----------|-----------------|------|
| いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ | 竿釣 | 12,000円(税 抜) | 県下一円 |
| こい、ふな | 竿釣 | 5,500円(税 抜) | 県下一円 |

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

| 組合名 | 住所 |
|--|--------------------------------|
| 新潟県内水面漁業協同組合連合会 | 新潟市中央区南万代町13番3号 |
| 大川漁業協同組合 | 村上市温出472-28 |
| 三面川鮭産漁業協同組合 | 村上市若葉町15-1 |
| 荒川漁業協同組合 | 村上市荒島144-24 |
| 胎内川漁業協同組合 | 胎内市 <u>下赤谷245-1</u> |
| 加治川漁業協同組合 | 新発田市 <u>住田510 新発田市役所加治川支所内</u> |
| 福島潟・新井郷川漁業協同組合 | 新潟市北区 <u>前新田304</u> |
| 松浜内水面漁業協同組合 | 新潟市北区松浜7丁目3641番地 |
| 新潟市大形地区漁業協同組合 | 新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u> |
| 阿賀野川漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 |
| 東蒲原郡漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u> |
| 鳥屋野潟漁業協同組合 | 新潟市中央区 <u>清五郎417</u> |
| 信濃川漁業協同組合 | 新潟市江南区平賀字酒座川原967 |
| 加茂川漁業協同組合 | 加茂市 <u>長谷121</u> |
| 五十嵐川漁業協同組合 | 三条市高岡651 |
| 刈谷田川漁業協同組合 | 長岡市滝の下町4-35 |
| 魚沼漁業協同組合 | 魚沼市佐梨1105-16 |
| 中魚沼漁業協同組合 | 十日町市干溝1508 |
| 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 | 柏崎市 <u>石曾根798-2</u> |
| 関川水系漁業協同組合 | <u>妙高市美守2-1-38 1 F</u> |
| 桑取川漁業協同組合 | 上越市有間川 <u>667</u> |
| 能生内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字能生 <u>801</u> |
| 糸魚川内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u> |
| 羽茂川内水面漁業協同組合 | 佐渡市羽茂本郷659 |
| その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等 | |

表ウ

| 組合名 | 住所 |
|--|-------------------------|
| 新潟県内水面漁業協同組合連合会 | 新潟市中央区南万代町13番3号 |
| 大川漁業協同組合 | 村上市温出472-28 |
| 三面川鮭産漁業協同組合 | 村上市若葉町15-1 |
| 荒川漁業協同組合 | 村上市荒島144-24 |
| 胎内川漁業協同組合 | 胎内市 <u>塩沢543番地205</u> |
| 加治川漁業協同組合 | 新発田市 <u>中央町4丁目10番4号</u> |
| 福島潟・新井郷川漁業協同組合 | 新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u> |
| 松浜内水面漁業協同組合 | 新潟市北区松浜7丁目3641番地 |
| 新潟市大形地区漁業協同組合 | 新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u> |
| <u>濁川漁業協同組合</u> | <u>新潟市北区松浜新町21-21</u> |
| 阿賀野川漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 |
| 東蒲原郡漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u> |
| 鳥屋野潟漁業協同組合 | 新潟市中央区 <u>長潟949</u> |
| <u>赤塚漁業協同組合</u> | <u>新潟市西区赤塚4716-4</u> |
| 信濃川漁業協同組合 | 新潟市江南区平賀字酒座川原967 |
| 加茂川漁業協同組合 | 加茂市 <u>赤谷1-8</u> |
| 五十嵐川漁業協同組合 | 三条市高岡651 |
| 刈谷田川漁業協同組合 | 長岡市滝の下町4-35 |
| 魚沼漁業協同組合 | 魚沼市佐梨1105-16 |
| 中魚沼漁業協同組合 | 十日町市干溝1508 |
| 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 | 柏崎市 <u>番神1-7-40</u> |
| 関川水系漁業協同組合 | <u>上越市子安新田4-67</u> |
| 桑取川漁業協同組合 | 上越市有間川 <u>661</u> |
| 能生内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字能生 <u>3133</u> |
| 糸魚川内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字須沢2426 |
| <u>国府川漁業協同組合</u> | <u>佐渡市飯持40</u> |
| 羽茂川内水面漁業協同組合 | 佐渡市羽茂本郷659 |
| その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等 | |

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式(3)のとおりとする。

様式(1) 遊漁承認証

様式(1)の1 あゆ年券

うぐい、こい、ふな、わかさぎ、い
わな、やまめ年券

表

| | |
|-------------------------|------------------------|
| 遊 漁 証 | |
| 三面川鮭産漁業協同組合 | 承認期間 _____ 月 _____ 日まで |
| 0 2 5 4 (5 2) 3 7 5 8 | No. _____ |
| | 年 (魚種) |
| | 氏名 _____ (才) _____ |

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式(3)のとおりとする。

様式(1) 遊漁承認証

様式(1)の1

表

| | |
|---------------------|-------------------|
| 遊漁承認証 No. | |
| 下記のとおり遊漁を承認 します。 | |
| 遊 漁 者 | (住所) (氏名) (年齢) |
| 承認期間 | |
| 魚 種 | |
| 漁具・漁法 | |
| 遊 漁 料 | |
| 発 行 者 | |
| 三面川鮭産漁業協同組合 印 | |

裏

| |
|---|
| <p>○注意事項</p> <p>1. 遊漁者は、漁業権が設定されている河川等において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき遊漁料を納付し、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。</p> <p>2. 本証は他人に譲渡または、貸与してはなりません。また、本証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。</p> <p>3. 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。</p> <p>○当組合が行っている増殖事業</p> <p>1. 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚、幼魚、発眼卵放流、禁漁区の設定等です。また、放流量は、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。</p> <p>○当組合が行っている漁場管理</p> <p>1. 遊漁料は、増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。</p> |
|---|

様式(1)の2 あゆ日券

うぐい、こい、ふな、わかさぎ、い
わな、やまめ日券

表

| |
|----------------------|
| No. |
| 日 券 |
| 遊漁承認証 |
| 月 日 |
| 1 日限り |
| 魚 種 |
| 漁具漁法 |
| 円 (税抜) |
| 発行者 三面川鮭産漁業協同組合 印 |

裏

注 意 事 項

1. この日券は表面に記載された魚種以外を採捕することはできません。
2. 遊漁の際は本券を外部から見易い箇所に装着してください。
3. この券は他人に譲渡または、貸与してはなりません。
4. 遊漁者は漁場監視員から要求があったときは、この券を提示してください。
5. 他人に迷惑になるような行為は慎んでください。
6. 漁場禁止区域で遊漁することはできません。
7. 本券を紛失した場合は再交付はしません。

様式(1)の2

表

| |
|----------------------|
| No. |
| 日 券 |
| 遊漁承認証 |
| 月 日 |
| 1 日限り |
| 魚 種 |
| 漁具漁法 |
| 円 |
| 発行者 三面川鮭産漁業協同組合 印 |

裏

注 意 事 項

1. この日券で採捕できる魚種は、あゆ、うぐい、わかさぎ、こい、ふな、いわな、やまめである。
2. 遊漁の際は本券を外部から見易い箇所に装着してください。
3. この券は他人に譲渡または、貸与してはなりません。
4. 遊漁者は漁場監視員から要求があったときは、この券を提示してください。
5. 他人に迷惑になるような行為は慎んでください。
6. 漁場禁止区域で遊漁することはできません。
7. 本券を紛失した場合は再交付はしません。

様式(1)の3 さくらます、いわな、やまめ年券

表

| | |
|--|---------------|
| (写真) | 遊漁承認証 (竿釣) |
| (住所) (氏名) (生年月日) 年 月 日 遊漁料金 円 (税抜) 承認期間 月 日～ 月 日 魚 種 さくらます、いわな、やまめ 三面川鮭産漁業協同組合 印 TEL (0254) 52-3758 | |

裏

○注意事項

1. 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければならない。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4. 遊漁区域は、三面ダムより下流の三面川本流の区域。曇ノ上橋下流より下流の高根川本流の区域。

様式(1)の4 オンラインシステム遊漁承認証

| | |
|---|-----|
| 三面川鮭産漁業協同組合 三面川鮭産漁協 遊漁承認証 年券/日券 魚種名 | 顔写真 |
| 有効期限 年 月 日 | |

様式(1)の3

表

| | |
|-----------------|--|
| | 遊漁承認証 No. (住所) (氏名) (生年月日) 大・昭・平 年 月 日 |
| 遊漁料金 20,000円 | 承認期限 自～至 魚 種 さくらます、いわな、やまめ 漁具漁法 竿釣 遊漁区域 裏面に記載 |
| 発行者 | 三面川鮭産漁業協同組合 印 TEL (0254) 52-3758 ☆この券で鮎を釣ることはできません |

裏

○注意事項

1. 遊漁者は、漁業権が設定されている河川等において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき遊漁料を納付し、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。
2. 本証は他人に譲渡または、貸与してはなりません。また、本証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。
3. 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。

○当組合が行っている増殖事業

1. 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚、幼魚、発眼卵放流、禁漁区の設定等です。また、放流量は、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁料は、増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

○遊漁区域は、三面ダムより下流の三面川本流の区域。曇ノ上橋下流より下流の高根川本流の区域。

様式(2) 漁場監視員証

表

漁場監視員証 No.
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

| | |
|----|------|
| 氏名 | (年齢) |
| 住所 | |

有効期限 自 年 月 日
至 年 月 日

発行者
三面川鮭産漁業協同組合 印

裏

注意事項

1. 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 漁場監視員は漁場監視員の帽章を付け且つ漁場監視員であることを証明する身分証明書を携帯するものとする。
3. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

様式(3)

表

年度 遊漁承認証

| | | | |
|-----------------------------|------|-------------|--|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊漁者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 | |

承認期間 自 ~ 至

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

様式(2) 漁場監視員証

表

漁場監視員証 No.
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

| | |
|----|------|
| 氏名 | (年齢) |
| 住所 | |

有効期限 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

発行者
三面川鮭産漁業協同組合 印

裏

注意事項

1. 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 漁場監視員は漁場監視員の帽章を付け且つ漁場監視員であることを証明する身分証明書を携帯するものとする。
3. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

様式(3)

表

平成 年度 遊漁承認証

| | | | |
|-----------------------------|------|-------------|--|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊漁者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 | |

承認期間 自 H ~ 至 H

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな
12,000円
(税抜)

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

| | | | |
|-----------------------------|-------------|------|-------------|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊 漁 者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 |

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 漁具漁法 竿 釣
 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

| | | | |
|-----------------------------|-------------|------|-------------|
| 顔 写 真 (3.0×2.5) cm | 承認番号 | | |
| | 遊 漁 者 | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | | 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 |

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 5,500 円 漁具漁法 竿 釣
 (税抜) 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
 新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日